

業務指示書

ブルンジ国ブジュンブラ港拡張計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年6月12日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 島田 清仁 Shimada.Kiyohito@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年6月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ブルンジ及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年6月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、アフリカ地域における25%とします。（詳細はホームページを参照願います）
なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BIF1 = 0.06 円 , US\$1 = 97.84 円 , EUR1 = 127.92 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/港湾計画
港湾施設設計
施工・調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.90 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月5日(金) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ブルンジ国ブジュンブラ港拡張計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/港湾計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 港湾施設設計	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 施工・調達計画/積算	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

内陸国ブルンジ共和国（以下、「ブ」国）では、首都ブジュンブラに位置するタンガニーカ湖ブジュンブラ港を経由する輸送物資が、全輸送物資の約75%を占めており必要不可欠な輸送手段となっている。タンガニーカ湖は「ブ」国、コンゴ民主共和国、タンザニア連合共和国およびザンビア共和国の4ヶ国に囲まれる国際的な湖であり、湖上輸送は他の輸送手段に比べ安価でより大量の資材を安全に輸送できるものとして、その優位性が強調されており、湖上輸送が「ブ」国経済活動を支える要として位置づけられている。

ブジュンブラ港は、「ブ」国最大の港であると同時に、同湖最大の港であり、内陸国である「ブ」国の貿易拠点であるだけでなく、南北の湖上輸送の拠点、また、コンゴ民主共和国、タンザニア連合共和国、ザンビア共和国、ルワンダ共和国を結ぶ結節点という戦略的優位性を有している。

しかし、ブジュンブラ港の港湾施設の多くは1960年以前に整備されたものであり、近年の経済成長に伴う貨物量の急激な増加など、同港を取り巻く状況の変化に対応した輸送サービスを提供できない状況にあり、具体的には、①船舶の修理・維持管理にかかる施設・機材の不備、②クレーン、フォークリフト等の荷役機材、航行補助機材、水難事故捜査・救助用機材等機材の不足、③沈泥・堆砂等による港湾水深の減少、④船舶および運行管理能力の不足、⑤水路と陸路間輸送の接続機能不備などの問題を抱えている。

「ブ」国は近年3%~5%の堅調な経済成長を続けており、今後も日用品、工業製品、建設資材や食料品などの輸入の増加が見込まれている。また、国内に埋蔵する豊富なニッケル資源開発が進めばその輸出量の増加も見込まれ、「ブ」国の域内経済への統合促進、域内物流活性化の観点から、ブジュンブラ港の改修、機能拡張が求められている。

かかる状況を受け、2008年、「ブ」国は我が国に対し、「ブ」国における港湾機能を強化し、経済活動の活性化を図るための提言を含む港湾施設整備のためのマスタープラン調査を要請した。それを受けて我が国は2011~2012年にかけて「ブ」国「港湾セクターマスタープラン調査」（以下、「マスタープラン調査」）を実施した。同調査では、ブジュンブラ港及びルモンゲ港の整備を検討したが、その中でも、ブジュンブラ港においては、上述の施設整備等に係る協力が短期的に対応すべき開発計画として提言された。

上記マスタープラン調査の提言を受け、今般、「ブ」国から、「ブジュンブラ港拡張計画」（以下、「本プロジェクト」）の無償資金協力としての実施に係る要請がなされた。本調査は、本プロジェクトの無償資金協力としての必要性及び妥当性を改めて検証し、適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

「ブ」国の経済が発展する。

- (2) プロジェクト目標
ブジュンブラ港において、貨物の増加に対応した効率的な運営及び輸送サービスの提供が可能となる。
- (3) 期待される成果
ブジュンブラ港の港湾施設が整備・改修される。
- (4) プロジェクトの概要
(我が国への要請内容)
1) 港内排水路の移設
2) 港の浚渫
3) コンテナターミナルの建設（コンテナ埠頭、ヤード整備など）
4) 船舶修理用のスリップウェイの建設
5) 機材の使用方法・維持管理に係る技術支援
- (5) 対象地域
ブジュンブラ市 ブジュンブラ港
- (6) 関係官庁・機関
実施機関：運輸・公共事業・設備省 (Ministere des Transport, des Travaux Publics et de l' Equipement : MTTPE)
運営機関：ブルンジ海事・港湾・鉄道公社 (Burundi Maritime, Port and Railway Authority : BMPRA)
- (7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動
ブルンジ国「港湾セクターマスタープラン調査」 (2011～2012)

3. 業務の目的

本調査は、これまでの協力経緯及び成果を踏まえ、ブジュンブラ港の改修に係る要請内容の必要性及び妥当性を確認し、ブジュンブラ港の全体計画を踏まえて、無償資金協力案件として適切な概略設計を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「ブ」国から要請のあった「ブジュンブラ港改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAが「ブ」国側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 本プロジェクトは、2012年に終了したマスタープラン調査に基づいて「ブ」国政府から要請されたものである。同マスタープラン調査においては、ブジュンブラ港を、タンガニーカ湖周辺国をカバーする湖上輸送の重要な結節点と位置付け

ている。ブジュンブラ港整備の効果発現は、キゴマ港（タンザニア連合共和国）やムプルング港（ザンビア共和国）などタンガニーカ湖の他の港湾施設の整備状況の影響を受ける。また、ダルエスサラームとキゴマをつなぐタンザニア鉄道や、周辺国の国際道路の整備状況も、本プロジェクトの効果発現に大きく影響する。については、これら近隣諸国のインフラ整備状況を確認のうえ、本プロジェクトの妥当性や期待される効果発現の程度を検証する。現時点では、これらインフラ整備状況の調査のために周辺国に行くことは想定していないが、必要であれば、プロポーザルで提案する。

- (2) 本プロジェクトにおいて要請されている内容は、マスタープラン調査で提言されているものとほぼ同一であるが、マスタープラン調査で提言した荷役機械の整備が今回要請に含まれていない。事業効果の発現のためには荷役機械の整備も必要と思われるところ、その必要性を確認する。また、要請内容に含まれている技術支援についても「ブ」国側の意向及び必要性を確認する。
- (3) 要請されている施設に関し、特にコンテナターミナルと船舶修理用スリップウェイの位置については、マスタープラン調査においては2つの案が検討されている。マスタープラン調査においては、2案のうち、コンテナ埠頭、ヤード、船舶修理用スリップウェイが港内に配置できる案を推奨しているが、サイト状況を確認のうえ、その妥当性を改めて検証する。
- (4) 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA環境ガイドライン）において、大規模なものに該当しないものの、環境への望ましくない影響が考えられることから、カテゴリBに分類されている。JICA環境ガイドラインに基づいて、水質、大気汚染など環境への影響が考えられる項目についてIEEレベルの調査を行う。
- (5) 過去、港内で重金属や不発弾の存在が確認されている。不発弾及び重金属の存在の有無を早期に確認することが重要であるため、重金属に関係する土壌調査及び湖底調査は速やかに実施する。相当量の存在が確認された場合には、その後の方針をJICAと協議のうえ、除去及び処理方法並びにその費用負担、工費・工期やモニタリング計画への反映を検討する。なお、これら事項に関し、事前の情報収集及び「ブ」国との協議のため、6月上旬にJICAが予備調査を実施する。その際に入手した情報は追って提供する。
- (6) 「ブ」国は内陸国のため、資機材の輸送費がコスト高になることが想定される。概略事業費の積算にあたっては、その点を十分に考慮する。また、現地業者や現地販売代理店などの事情を調査すると共に、第三国調達の可能性についても検討する。必要に応じて、ケニア共和国など周辺国での調達事情も調査する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 国内事前準備

- 1) 要請書およびマスタープラン調査報告書などの関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握するとともに、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
- 2) 事前準備として、キゴマ港（タンザニア連合共和国）やムプルング港（ザンビア共和国）など、タンガニーカ湖の他の港湾施設の整備状況を確認する。
- 3) 上記1)及び2)を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) 現地調査

1) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

2) プロジェクトの背景、目的、内容の確認

ア マスタープラン調査の結果をレビューし、同調査結果について「ブ」国側の意思を再確認する。

イ マスタープラン調査においては、ブジュンブラ港は、コンゴ民主共和国、タンザニア連合共和国、ザンビア共和国、ルワンダ共和国などの国との結節点という戦略的優位性を有しているとしている。ダルエスサラームからの貨物の多くは、タンザニア鉄道によりキゴマ港まで運ばれ、そこから湖上輸送でブジュンブラ港まで運ばれているとされているが、このような近隣諸国を含めた範囲におけるブジュンブラ港の位置づけ、活用状況を確認する。特に、タンザニア連合共和国のキゴマ港は、本プロジェクトの効果発現に大きく影響するところ、その開発計画を十分に確認する。

3) 近隣諸国のインフラ整備状況の確認

ア タンガニーカ湖の他の港湾施設の整備状況に関し、国内事前準備で確認した内容について、現地で追加情報を収集する。

イ タンザニア鉄道において、2015年からコンテナ専用列車が運行を開始するとの情報があるが、同鉄道の整備計画について確認する。

ウ 周辺国の国際道路の整備状況も、本プロジェクトの効果発現に大きく影響するところ、その状況を確認する。

エ 「ブ」国周辺域での通関手続きの状況について確認する。例えば、「ブ」国のブジュンブラ港で手続きを行った貨物の、ダルエスサラーム港での手続きを簡素化するシステムの有無、ない場合の今後の整備計画の有無などを確認する。

4) 要請内容の妥当性の検討

ア 今般「ブ」国から要請された内容に関し、マスタープラン調査で提言した荷役機械の整備が要請内容に含まれていない。荷役機械に係る「ブ」国側の意向を確認のうえ、その妥当性を検討する。

イ 要請内容に、実施機関及び機材に係る技術支援が含まれているが、これについて「ブ」国側の意向を確認し、必要な技術支援について検討する。

ウ 要請されている施設に関し、マスタープラン調査ではA案とB案の2つが検討された。同調査においては、各種施設を港内に直線的に配置できるA案を推奨しているが、その妥当性について、サイト状況調査及び「ブ」国の意向

を含めて再確認する。

5) サイト状況調査

- ア ブジュンブラ港を利用する貨物船の入港隻数、諸元、取扱い貨物量/内容などを確認する。
- イ 既存の港湾設備（埠頭、ヤード、倉庫、荷役機械）の状態、活用状況などについて調査する。
- ウ 既存の荷役機械の種類、能力、状態、数量、維持管理状況などについて調査する。
- エ 現在のブジュンブラ港における荷揚げ/仕出し貨物の港内での動線を確認する。
- オ 浚渫土砂の捨て場が確保されているか確認する。

6) 需要予測調査

「ブ」国の既存の統計資料やマスタープラン調査結果などで得られるデータやマクロ指標を活用して、ブジュンブラ港の施設設計に必要な需要予測を行う。

7) 自然条件調査

- ア マスタープラン調査の自然条件調査をレビューし、プロジェクトサイトの自然条件（気象、湖象、湖底、地形、地質など）を確認する。概略設計の実施にあたり、既存データ及びマスタープラン調査の結果で不足する分について調査を実施することとし、その旨プロポーザルにて提案する。
- イ 過去、港内の海底で有毒な重金属の存在が確認されているため、底質採取を行ってその成分を分析する。陸上においても、港内及び隣接する土地で重金属が含まれている可能性があるため、陸上部分の土壌調査も実施する。
- ウ 2007～2008年にかけての浚渫作業中に、不発弾や難破船が見つかり、不発弾が見つかった場所は、本プロジェクトの協力区域外の軍が使用している棧橋付近であるが、調査の実施にあたっては、軍を含めたブジュンブラ港関係者に確認のうえ、十分な注意を払って調査を実施する。
- エ 水質、騒音、大気質調査を行い、施工時の環境管理のベースラインとする。

8) 環境社会配慮調査

ア JICA 環境ガイドラインに沿って、次の事項について調査する。なお、調査は IEE レベルとする。

ア) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- ①環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）及びその運用状況
- ②環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

イ) プロジェクトサイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認。タンガニーカ湖北部はラムサール条約登録湿地（1,000ha）であり、負の影響は回避する必要あり。

ウ) 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成

エ) 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタリング計画・体制の作成（マスタープランにおいては水質、土壌、廃棄物が重大な影響（A 評価）とされているが、A 評価の項目に対して緩和策を講じることは実際的でないため、施設のレイアウトや工法を工夫してインパクトをなるべく小さくする（B 評価程度）ことも検討）

イ) 本プロジェクトに必要な環境承認プロセスを確認する。

- ウ 不発弾には注意を払って調査する。港内の堆積物に重金属が存在する可能性があるため（陸上部分にも可能性あり）、自然条件調査を通じて十分に確認のうえ、その状況から特別な対策が必要と判断された場合には、可能な対策をJICAと協議し、施設設計や施工計画、また、施工中及び供用開始後のモニタリング計画に反映させる。

9) 施設設計調査

- ア サイト状況調査、自然条件調査等の結果を踏まえ、プロジェクト対象区画に求められる機能を検討する。改修費、維持管理コストを含むライフサイクルコスト等を勘案したうえで、改修計画について、マスタープラン調査で検討した案も含めて複数の代替案を比較検討し、無償資金協力プロジェクトとして適切な設計仕様・規模を設定する。
- イ 各施設の諸元（コンテナ埠頭長/構造、エプロン面積、舗装断面など）についてはマスタープラン調査で提言されているが、本調査結果を踏まえて、無償資金協力プロジェクトとして妥当なものか検証する。
- ウ 自然条件調査の結果、港内に相当量の重金属や不発弾が埋没していることが確認された場合には、当該区域を本プロジェクトの計画区域に含めることの是非を検討する。

10) 機材計画調査

- ア 要請内容には荷役機械は含まれていないが、サイト状況調査及び需要予測調査の結果を踏まえ、現在のブジュンブラ港における荷役作業の効率、荷役機械の過不足、既存荷役機材の状態・維持管理状況などを分析したうえで、荷役機械を本プロジェクトに含める妥当性について検証のうえ、妥当性が認められる場合には、無償資金協力プロジェクトとして適切な規模の機材計画（種類、数量、仕様など）を設定する。
- イ 下記の施工・調達事情調査を踏まえ、機材計画の検討にあたっては、スペアパーツの「ブ」国内及び近隣の第三国での調達の可能性や、アフターサービスの体制なども考慮する。

11) 施工・調達事情調査

- ア 施工条件（建設資機材輸送路の状況等）を調査する。
- イ 労務状況、労務関連法規を確認し、施工計画に反映させる。
- ウ 施工中においても港湾機能の供用を確保できる施工計画を策定する。
- エ 港湾の施設改修及び資機材調達について、施工効率、工期短縮、サブコン能力、調達可能性等を考慮したうえで施工計画を策定する。
- オ 環境社会配慮上の負の影響を最小限に抑えることを念頭において施工計画を策定する。
- カ 協力対象区域に相当量の重金属や不発弾が埋没していることが確認され、かつ、当該区域を計画区域に含める場合には、その点を考慮して工費・工期に反映させる。
- キ 資機材の調達に関し、「ブ」国業者及び現地代理店などの事情を調査する。「ブ」国は内陸国のため、資機材の輸送費がコスト高になる、輸送時間が長くなることも想定されるため、十分に調査のうえ、工費・工期に反映させる。必要に応じて、第三国調達の可能性も念頭においてケニアなど周辺国での調達事情も調査する。

12) 運営・維持管理体制調査

- ア 実施機関の MTTPE の予算規模、人員、既存機材の維持管理状況などを調査し、実施機関の組織力及び技術力を検証する。
 - イ 現在のブジュンブラ港はコンセッション契約により BMPRA が運営しているが、その内容を確認すると共に、本プロジェクトで施設・機材が整備された後の運営維持管理体制を確認する。
- 1 3) 先方負担事項に係る調査
- ア 協力対象区域に相当量の重金属や不発弾が埋没していることが確認された場合、不発弾については、その除去作業は先方負担事項とする方針だが、重金属については、その取扱い、処理方法を JICA 及び「ブ」国側と協議したうえで検討する。
 - イ 公租公課の免税手続き等を確認する。
 - ウ 本プロジェクトに必要な環境承認プロセス、用地取得、埋設物が存在する場合の移設などについて確認する。
- 1 4) 他ドナーの援助動向調査
- アフリカ開発銀行が「ブ」国、ザンビア共和国を中心としたタンガニーカ湖周辺の輸送インフラの開発を予定しているとの情報がある。本プロジェクトとの効果発現にも影響するところ、それらの動向を調査する。
- 1 5) 無償資金協力の妥当性、範囲及び基本構想の検討
- 1 6) ソフトコンポーネントなど技術支援の必要性の検討、計画の策定
- 1 7) 協力対象施設・機材に係る概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算及び運営・維持管理計画の策定
- 1 8) 無償資金協力の対象施設・機材等の維持管理費の概算及び維持管理上の留意事項の提言
- 1 9) プロジェクト評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
- プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、事後評価を実施する観点から、現状（ベースライン）を把握すると共に、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後 3 年を目途とした目標年のプロジェクトの効果が把握できるようにする。
- 2 0) その他配慮事項等の調査

(3) 国内解析

1) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

2) プロジェクト内容の計画策定

現地調査にて行った施設計画、機材計画、施工・調達計画についての概略検討結果及び収集した情報を取り纏め、基本計画を策定する。

3) 概略設計

帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者へ説明し、協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での協議も踏まえて、必要な解析・検討を行い、概略設計概要書及び概略事業費積算内訳書を作成する。

本事業については、工期の長期化が予想されること、国債案件の可能性が

ある。よって、本年12月の予算要求時点において、国債登録に係る準備が必要など、11月時点において概算の事業費を含む概要資料（簡略版）を作成することとなる。

なお、設計・積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行版）（2009年3月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

また、設計精度については、施設に関しては概略事業費の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に納まるような精度を確保する。機材部分の設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

なお、報告書に記載する概略設計図については、「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン」（2012年11月）（以下、「無償報告書ガイドライン」）に記載のとおりとするが、求められる積算制度を確保するために、数量算定のため、より詳細な図面を作成する必要がある場合には、最小限必要な図面数量・業務量等についてプロポーザルにて提案すること。提案内容については、契約交渉時において協議することとする。

4) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を無償報告書ガイドラインに記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

5) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやNGO等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書と同時に提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 設計条件・仕様

エ 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

6) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

(4) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の現地説明・協議

上記国内解析の結果を取りまとめた準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）を「ブ」国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、本プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による本プロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明、協議する。

(5) 調査報告書等の作成

「ブ」国政府への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議の結

果を踏まえ、最終的に準備調査報告書、概要資料、機材仕様書を作成する。

なお、準備調査報告書、概要資料は、無償報告書ガイドラインに沿った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(11)を成果品とする。

- (1) 業務計画書： 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート： 仏文 20 部、英文 15 部
- (3) 現地調査結果概要： 和文 8 部
- (4) 準備調査報告書（案）： 和文 8 部、仏文 20 部、英文 15 部
- (5) 機材仕様書（案）： 和文 3 部、仏文 4 部、英文 3 部
- (6) 概略事業費（無償）積算内訳書： 和文 2 部
- (7) 概要資料（簡略版）： 和文 1 部、CD-R 1 枚
- (8) 概要資料（※完成予想図を含む）： 和文 1 部、CD-R 1 枚
- (9) 準備調査報告書（※完成予想図を含む）：
 - 和文（製本版） 8 部、CD-R 2 枚
 - 仏文（製本版） 16 部、CD-R 2 枚
 - 英文（製本版） 12 部、CD-R 2 枚
 - 和文（簡易製本版） 2 部、CD-R 1 枚
- (10) 機材仕様書： 和文 3 部、仏文 5 部、英文 3 部
- (11) デジタル画像集： CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) 概略事業費（無償）積算内訳書については「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）の補完編を、その他については無償報告書ガイドラインに準拠することとする。

注3) (9) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文・仏文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注7) 英文報告書の部数については、上記の部数は仮とし、インセプション・レポートの協議時に必要部数、配布先を協議する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2013年8月上旬より現地調査を行い、9月上旬までに現地調査結果概要を提出する。帰国後に国内解析を実施し、2014年1月下旬に準備調査報告書（案）説明調査を実施し、2月下旬までに概要資料、4月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

本体プロジェクトは国債案件としての実施を想定し、次年度実施のために概略計画及び概算の事業費を11月末までに概要資料（簡略版）として取り纏めて我が国関係省庁に説明する必要があることを念頭に業務工程を計画すること。

項目	2013年						2014年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
事前準備	□									
現地調査		■								
国内解析			▬							
概要資料（簡略版）					▲					
概略設計概要説明							■			
概要資料提出								▲		
報告書提出										▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安：約 18.9M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 分野構成

- ア 業務主任／港湾計画（2号）
- イ 港湾施設設計（3号）
- ウ 付帯施設／荷役機械（4号）
- エ 自然条件調査（4号）
- オ 環境社会配慮（4号）
- カ 施工・調達計画／積算（3号）

2) 現地調査： アイウエオカ

3) 概略設計概要説明： アイカ

※調査団員構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

(3) 通訳

JICA 団員の協議には、JICA が通訳を備上する。コンサルタントの現地調査にあたっては、現地での通訳備上を必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) 2007 年浚渫工事の際の底質調査結果
- 3) ブルンジ国「港湾セクターマスタープラン調査」報告書 (JICA 図書館 HP にて閲覧可能)

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクト内容の大枠及び調査実施方法について先方実施機関と合意し、協議議事録に取りまとめる。

(2) 概略設計概要説明

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約 7 日間
- 3) 目的：相手国関係機関に準備調査報告書 (案) 及び機材仕様書 (案) について説明し、本プロジェクトが我が国無償資金協力事業として実施された場合の具体的手続きなどについて協議する。

※本調査の前に、不発弾や重金属の対処方針を協議するための、JICA 団員による予備調査を 6 月上旬に実施することとなった。

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することを認める。その他、現地再委託が適当と思われる項目があれば提案すること。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査 (水上ボーリング含む)
- (3) 土壌調査 (陸上部分の重金属)
- (4) 深淺測量
- (5) 湖底調査
- (6) 水質調査
- (7) 騒音/大気調査

現地再委託の業務のうち、特に地質調査、水上ボーリングについては成果管理を適切に行うため、調査期間中の業者への指導を適切に行うこと。そのための要員計画 (現地調査期間など) を検討し、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 調査工程の変更

不発弾や重金属の存在が確認された場合には、その後の調査方針について JICA とよく協議する。場合によっては、重金属の分析作業や除去作業に時間を要する可能性もある。その場合の、調査方針の変更や、それに伴う契約変更については、JICA と協議する。

(2) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

(3) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(4) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

ブルンジ国「ブジュンブラ港拡張計画」に係る
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

(2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：地表踏査、ボーリング（水上ボーリング含む）、標準貫入試験等

(3) 土壌調査（陸上部分の重金属）

調査目的：重金属の有無を確認し、必要な対策を検討する。

調査内容：土壌採取及び分析

(4) 深淺測量

調査目的：海上構造物の計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：音波探査等

(5) 湖底調査

調査目的：重金属などの危険物の有無を確認する。

調査内容：底質採取及び分析、潜水観察等

(6) 水質調査

調査目的：協力対象区域における現在の水質を把握すると共に、施工時の水質管理のベースラインとする。

調査内容、pH、塩分濃度、溶存酸素量 (DO)、科学的酸素要求量 (COD) 等

(7) 騒音/大気質調査

調査目的：協力対象区域における現在の騒音、大気質を把握すると共に、施工時の騒音、大気質管理のベースラインとする。

調査内容：騒音地/発生源、SO/浮遊粒子状物質など

以 上